

令和6年10月 蕪崎市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和6年10月25日（金） 13:30～14:30

2. 開催場所 蕪崎市役所 4階 大会議室

3. 出席委員（18名）

農業委員

1 番 柳本 進
2 番 仲田 孟
3 番 伊藤 光（欠席）
4 番 横森 昌広
5 番 横森 武千代
6 番 志村 保則
7 番 伴野 正明
8 番 比志 秀樹
9 番 樽林 信昭
10 番 山本 弘行
11 番 深澤 博文
12 番 鶴田 好仁
13 番 駒井 恵二
14 番 山本 昌巳
15 番 秋山 武仁
16 番 矢崎 芳章
17 番 飯野 直人
18 番 浅川 節子
19 番 堀川 喜美雄

農地利用最適化推進委員

20 番 雨宮 一夫
21 番 曾雌 源興
22 番 猪股 昇
23 番 猪股 和宏
24 番 金丸 光太郎（欠席）
25 番 今福 重幸（欠席）
26 番 小泉 尚志
27 番 内藤 幹雄
28 番 小澤 仁（欠席）
29 番 功刀 良人（欠席）
30 番 中込 秀樹
31 番 小野 賢治
32 番 井上 清
33 番 志村 圭一

4. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 諸報告

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による申請の承認について
議案第2号 農地法第4条の規定による申請の承認について
議案第3号 農地法第5条の規定による申請の承認について
議案第4号 農用地利用集積計画の承認について
議案第5号 農地中間管理権に係る農用地利用集積計画の承認について
報告第1号 農地法第3条第3項の規定による届出について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長：清水 秀樹

書記：小屋 了・志村 奈美

6. 会議の概要

<事務局長>

ただ今から令和6年10月農業委員会定例会を開会いたします。次第に沿って進めさせていただきます。「2：会長挨拶」 柳本会長、お願いいたします。

<会 長>

(会長あいさつ)

<事務局長>

ありがとうございました。続きまして、「3：議事」に移ります。

韭崎市農業委員会会議規則第5条により、本日の議案審議については、会長が議長をつとめます。それでは、議事の進行をお願いいたします。

<議 長>

本日、出席委員は農業委員19名中18名で、定足数に達しておりますので、会議を開催いたします。

「日程第1 議事録署名委員の指名について」ですが、会議規則第16条第3項の規定により、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

それでは、19番 堀川 喜美雄 委員、2番 仲田 孟 委員 をお願いいたします。

また、会議書記には、事務局職員 小屋氏 と 志村氏 を指名いたします。

続きまして、「日程第2 諸報告」事務局より報告をお願いいたします。

<事務局>

それでは会務について報告をさせていただきます。

10月3日、農業者年金加入推進部長会議に浅川職務代理及び事務局志村が出席いたしました。

10月7日、山梨県農業会議常設審議委員会に柳本会長が出席いたしました。

10月17日、市町村農業委員会会長会議・研修会に柳本会長が出席いたしました。

<議 長>

ただ今の報告について、何かご発言ございますか。

(発言なし)

<議 長>

以上で日程第2を終わります。

続きまして、「日程第3」議案第1号「農地法第3条の規定による申請の承認について」を議題といたしますが、本日の案件の中に、農業委員会の委員に関する事項の案件があります。農業委員会等に関する法律第31条（議事参与の制限）「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族、若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」とされております。

申請番号5番について井上 清 委員に関する案件がありますので、議案第1号が終了するまで、退席をお願いいたします。

(井上委員 退席)

<事務局>

それでは、議案集の1ページをご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は、所有権の移転に関するものが7件5,308㎡であります。

申請番号1番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）経営拡大のための所有権移転の申請であります。

申請番号2番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）自家消費野菜栽培のための所有権移転の申請であります。

申請番号3番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）経営拡大のための所有権移転の申請であります。

申請番号4番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）醸造用ぶどう栽培のための所有権移転の申請であります。

申請番号5番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）自家消費野菜栽培のための所有権移転の申請であります。

申請番号6番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）経営拡大のための所有権移転の申請であります。

申請番号7番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）経営拡大のための所有権移転の申請であります。

<事務局>

各案件は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

<議 長>

事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。

(質問・意見なし)

<議 長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第1号、申請番号1番から7番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

<議 長>

賛成多数ですので、議案第1号については原案のとおり承認といたします。

(井上委員 着席)

次に、議案第2号「農地法第4条の規定による申請の承認について」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

<事務局>

議案集の3ページをご覧ください。今月の農地法第4条の許可申請は、1件269㎡となっております。

申請番号1番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は中田町小田川堰東、農家住宅敷地拡張のための申請であります。

<議 長>

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員からご報告をお願いいたします。

申請番号1番：比志委員（今福委員欠席のため）
（委員より現地調査に基づく説明）

<議 長>

委員の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。

（質問、意見なし）

<議 長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第2号、申請番号1番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

<議 長>

賛成多数ですので、議案第2号について、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を進達いたします。

次に、議案第3号「農地法第5条の規定による申請の承認について」を、議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

<事務局>

議案集の4ページをご覧ください。今月の農地法第5条の規定による許可申請は、所有権の移転に関するものが1件912㎡、賃借権の設定に関するものが1件307㎡となっております。

申請番号1番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は富士見三丁目、水道工事業所事務所・倉庫他建設のための申請であります。

申請番号2番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は旭町上條北割金山、個人住宅の建築ための申請であります。

<議 長>

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員からご報告をお願いいたします。

申請番号1番：事務局（伊藤委員欠席のため）

申請番号2番：中込委員

（事務局、委員より現地調査に基づく説明）

<議 長>

事務局、委員の報告が終わりました。これより、質疑に入ります。

（質問、意見なし）

<議 長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第3号、申請番号1番から2番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

<議 長>

賛成多数ですので、議案第3号について、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を進達いたします。

次に、議案第4号「農用地利用集積計画の承認について」を、議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

<事務局>

議案集の5ページをご覧ください。今月の農用地利用集積計画の承認については、4件、6,634㎡となっております。

申請番号1番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）賃貸借権、作物：ぶどう、期間：5年、再設定です。

申請番号2番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）賃貸借権、作物：水稻、期間：10年、再設定です。

申請番号3番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）使用貸借権、作物：野菜、期間：10年、新規設定です。

申請番号4番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）使用貸借権、作物：水稻、期間：10年、再設定です。

<議 長>

事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。

（質問、意見なし）

<議 長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第4号、申請番号1番から4番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

<議 長>

賛成多数ですので、議案第4号については、原案のとおり承認いたします。

次に、議案第5号「農地中間管理権に係る農用地利用集積計画の承認について」を議題といたしますが、議案第1号と同様、本日の案件の中に、農業委員会の委員に関する事項の案件があります。

申請番号4番について駒井 恵二 委員に関する案件がありますので、議案第5号が終了するまで、退席をお願いいたします。

(駒井委員 退席)

<事務局>

議案集の7ページをご覧ください。今月の農地中間管理権に係る農用地利用集積計画の承認については4件、6,503㎡となっております。

申請番号1番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）賃貸借権、作物：ぶどう、期間：10年1ヶ月、新規設定です。

申請番号2番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）使用貸借権、作物：水稻、期間：10年1ヶ月、新規設定です。

申請番号3番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）使用貸借権、作物：水稻、期間：5年、新規設定です。

申請番号4番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）使用貸借権、作物：野菜、期間：5年、新規設定です。

<議 長>

事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。

(質問、意見なし)

<議 長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第5号、申請番号1番から4番について原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

<議 長>

賛成多数ですので、議案第5号について原案のとおり承認いたします。

(駒井委員 着席)

次に、報告案件について、事務局より説明をお願いいたします。

<事務局>

今月の報告案件、第1号についてご説明いたします。相続等による所有権移転が3件16,788㎡です。議案集の9ページをご覧ください。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」説明いたします。

申請番号1番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は穂坂町上今井経塚他、相続による所有権移転の申請であります。

申請番号2番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は穂坂町宮久保三百水他、相続による所有権移転の申請であります。

申請番号3番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は中田町小田川中道他、相続による所有権移転の申請であります。

<議長>

報告案件について、事務局の説明が終わりました。報告案件ですので質疑等は省略いたします。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。進行を事務局に返します。

<事務局>

（「4 その他」について、事務局より説明）

<事務局長>

浅川職務代理より閉会のあいさつをお願いいたします。

<職務代理>

（閉会あいさつ）

<事務局長>

以上をもちまして、令和6年10月農業委員会定例会を閉会いたします。

【議事に参与した者の職、氏名】

○書記：小屋 了

○書記：志村 奈美